

島田市博物館第 69 回企画展 島田の刀鍛冶と天下三名槍展

ミュージアムショップにおける委託販売についてのご案内

①登録方法

委託販売に関する登録書及び契約書をご確認の上、
郵送もしくはメール（印が分かるようにスキャン）にて送付

・委託販売登録書

…商品名、金額を明記ください

…あわせて商品がわかる写真のメール送付をお願いします

・契約書

…記名押印のうえ 2 通提出ください。1 通は返送致します。

②注意点

※手数料は 30% となります。（原則、市内 30% 市外 35% となります。博物館紹介は 30%）

※商品には個々に値段の明記をお願いいたします。

※商品説明ツールや P O P 等ございましたらご提供をお願いいたします。

③問い合わせ先

N P O 法人クロスメディアしまだ

〒427-0029 静岡県島田市日之出町 2-3

tel&fax : 0547-35-0018

e-mail : aruma@cms.or.jp

※gmail 等のフリーメールがはじかれることが多く、配信不達の際は以下まで送付

e-mail : aruma.cms@gmail.com

島田市博物館 刀剣展ミュージアムショップ (仮称)

委託販売登録書

平成 年 月 日

特定非営利活動法人クロスメディアしまだ 様

〒
住 所
.....

代表者名 ⑩
.....

電話番号
.....

島田市博物館刀剣展ミュージアムショップの委託販売に伴い、下記要領によりお届けいたします。

記

●納品商品

番号	品 名	納入単価 (円) (税込)	売価 (円) (税込)
1			
2			
3			
4			
5			

●振込先

金融機関名	銀行 本店 ・ 支店
種類	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
名義人 (フリガナ)	

※お支払いは、開期終了後締めで翌月 15 日支払い

商品販売委託契約書

島田市博物館刀剣展ミュージアムショップの商品に関して納入者

(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人クロスメディアしまだ

(以下「乙」という。)とは、商品の販売委託について、次のとおり契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義誠実をもってこの販売委託の契約を忠実に履行しなければならない。

(商品名価格等内容)

第2条 甲が乙に販売委託する商品名、納入価、売価等は別に定める。

2. 乙の発注で納入した商品は、甲の納品書によって乙がその都度確認する。

(精算)

第3条 乙は開催期間中の売上を開期終了で締め売上額を確定し、翌月15日までに甲に対してその売上額をもって支払い通知後に行う。

2. 乙は甲の指定する金融機関の口座へ開期の翌月末日までに振込を行う。

尚、振込に関わる手数料は甲の負担とする。

(販売期間)

第4条 この契約による販売期間は下記のとおりとする。

平成29年2月25日(土)～平成29年3月5日(日)とする。

ただし、ミュージアムショップの開期、営業日に準ずる。

(販売協力)

第5条 甲は乙に対して、商品の納入や販売に協力するものとする。

2. 甲は新商品の開発等で乙からの要請に協力する。

(不可抗力による損害)

第6条 甲・乙いずれの責にも帰することができない事由によって商品の滅失したときは損害は、双方協議のうえ、その扱いについて決めるものとする。

2. 甲が納入した商品で賞味期限切れ、乙の責に帰さない汚破損等で販売不能となった商品が発生した場合、乙は速やかに甲に連絡をし返品を行う。

(協議)

第7条 この契約について疑義が生じたとき及び、この契約に定めのない事項については、

甲・乙協議して定める。

以上のとおり甲・乙記名捺印して契約を証し各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

住所

氏名

Ⓜ

TEL

乙

島田市日之出町2-3

特定非営利活動法人クロスメディアしまだ

理事長 大石歩真

Ⓜ

TEL 0547-35-0018